



軽自動車税の減免は申請が必要です

身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者福祉手帳をお持ちの方が取得、または所有する軽自動車等（身体障害者等と生計を一にする方が所有する軽自動車等を含む）のうち、次の一定の要件（障害の程度、使用目的など）を満たす場合に、軽自動車税の減免が受けられます。

※普通自動車税（県税）の減免との重複はできません

軽自動車税減免の要件

- ① 身体障害者等が自ら運転するもの（本人運転）
- ② 身体障害者等の通院・通学のために身体障害者等と生計を一にする者が運転するもの（家族運転）
- ③ 身体障害者等のみで構成される世帯の身体障害者等を常時介護する者が運転するもの（常時介護者運転）

○ 減免を受けるためには申請手続きが必要です

昨年税の減免を受けた方で、昨年と申請内容の変更がない場合は自動的に更新しますので、今年の申請手続きは不要です。

減免の対象となる障害の程度（等級）が、障害の種類ごとに異なりますので、必ず確認をしてください。申請方法等、くわしくは税務課におたずねください。

申請の期限 5月24日(月)

■問い合わせ 税務課 課税係 ☎75-2126

お酒は二十歳になってから

未成年者の飲酒は、からだや心の発達が盛んな時期に悪影響を与えます。

福岡国税局・税務署

平成22年度の水質検査計画を策定しました

多久市では、「水道法」に基づいて、今年度の水質検査計画を策定しました。

市で検査する水は坊山配水（佐賀西部広域水道企業団からの受水）、番所配水（厳木町多久市共同浄水場からの受水）、西多久配水（西多久浄水場）、船山配水（船山浄水場）、横山配水（横山浄水場）の計5か所の配水系統です。

原水の検査は、西多久浄水場、船山浄水場、横山浄水場の3か所を市

水道課が実施し、佐賀西部広域水道企業団と厳木町多久市共同浄水場で処理される原水は、それぞれ佐賀西部広域水道企業団と唐津市水道部で検査されます。

検査計画の詳細と水質検査の結果は、水道課の窓口で閲覧できます。

「計量法」により、水道メーターは8年に1度の交換が必要です

水道課では計量的に市内のメーター交換を行っています。

今年度は、平成23年3月までに有効期限が切れるメーターを対象とし

て、5月19日から7月3日にかけて、交換を行います。

対象のメーターは、市が委託した業者が訪問し、交換作業をしますので、みなさんのご協力をお願いします。対象の世帯には、ハガキでお知らせします。

○不在の場合でも作業を行います。○交換にともなう手数料などの個人負担は一切かかりません。

水道メーターは市が貸与しているものです。大切に管理してください。

■問い合わせ

水道課（東庁舎1階）
☎75-3003

5月30日(日) 県下一斉 ふるさと美化活動 行動日です

今年もみんなの手で、まちをきれいにしましょう。

○地区によっては、実施日が異なる所がありますのでご注意ください。

○あくまで市内の散乱ゴミの回収が目的です。家庭の粗大ゴミ等や、事業所のごみは出さないでください。

■問い合わせ

市民生活課 生活環境係
☎75-6117